

○飯塚市国土調査実施地区推進委員会要綱

平成18年3月26日

飯塚市告示第39号

(設置)

第1条 国土調査法(昭和26年法律第180号)に基づく地籍調査事業の円滑な推進を図るため、国土調査実施地区ごとに飯塚市国土調査実施地区推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、地籍調査の実施に関し次に掲げる事務を行う。

- (1) 地籍調査の趣旨の普及及び啓発に関すること。
- (2) 長狭物(道路、水路等)及び個人所有地(官民境界)の調査立会に関すること。
- (3) 一筆地境界の確認、各所有地ごとの境界杭の設置に関すること。
- (4) 境界紛争に関し、和解の勧告その他円満解決に関すること。
- (5) 一筆地調査及びそれに伴う細部(一筆地)測量の立会いに関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地籍調査の実施に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員若干人をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 調査地区の代表者
- (2) 調査地区内の学識経験を有する者

(任期)

第5条 委員の任期は、当該地区の地籍調査事業の行われる期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設部土木管理課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、平成18年3月26日から施行する。